さいたま市告示第1736号

さいたま市の発注する「(仮称)三崎広場園路整備外工事」の一般競争入札について、次のとおり 公告する。

令和2年12月7日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じて いる場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状 況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況 (対象工事関連) (低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケー契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況 (低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届 (低入札価格取扱要綱様式第16号)
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
 - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)の定めるところによる。

契約	整理番号	02-3164-1
	<u> </u>	一般競争入札(電子)
	<u> </u>	単体企業
工事		(仮称)三崎広場園路整備外工事
	1 場所	さいたま市浦和区大字三崎地内
	期間	契約確定の日から令和3年3月19日まで
<u>假刊</u> 概要		休養施設工一式 便益施設工一式 園路広場工一式 給水設備工一式 排水設備
似 安		体養肥設工一式 使益肥設工一式 園路広場工一式 和小設備工一式 排小設備 工一式 電気設備工一式 交通管理工一式
子		18,480,000円
最低制限価格		
最低制限価格 参加申請受付期間		設定する <u> </u>
参 加	中	令和2年12月23日(水)午前9時から
э Т І		令和2年12月25日(金)午後5時まで
八化	書提出期間	令和3年1月5日(火)午前9時から
BB 구1	о III т 7 % П пт	令和3年1月6日(水)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
	+ # = = + 1 4 4 4 5 6 6	令和3年1月7日(木)午後2時10分
参	名簿登載業種等	土木工事業 B級
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ
ТН		ること。
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区
)に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
		る。
	2に掲げるもの以	_
	外に提出を要する	
	書類	
設	閲覧等の方法及び	電子配布
計	開始期日	令和2年12月7日(月)から
図	質問受付期間	令和2年12月 7日(月)午前9時から
書等		令和2年12月22日(火)午後5時まで
4	質問回答期日	令和2年12月25日(金)
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無
		証金
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案
		件である。
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当
		する。
工事		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
		さいたま市都市局都市計画部見沼田圃政策推進室
		電話 048-829-1413
	担当課	
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
契約	担当課	

さいたま市告示第1766号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事(R2市道41667号線)」ほか4件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年12月14日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じて いる場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状 況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況 (対象工事関連) (低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケー契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況 (低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届 (低入札価格取扱要綱様式第16号)
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
 - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)の定めるところによる。

契約]整理番号	02-4365-124
		一般競争入札 (電子)
	1形態	単体企業
工事		スマイルロード整備工事 (R2市道41667号線)
工事	場所	さいたま市西区大字昭和地内
	期間	契約確定の日から令和3年3月12日まで
概要		延長 635.0m 幅員 3.0m 道路土工 掘削 360 m³ 舗装工 表層 (再生密粒度
1702	•	As-13、t=5cm) 1780 m² 上層路盤 (RM-40、t=15cm) 1780 m² 仮設工一式
予定	(税込)	事後公表
最低	制限価格	設定する
参加]申請受付期間	令和2年12月23日(水)午前9時から
		令和2年12月25日(金)午後5時まで
入札	」書提出期間	令和3年1月6日(水)午前9時から
		令和3年1月7日(木)午後5時まで
開札	」の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
		令和3年1月8日(金)午後1時30分
参	名簿登載業種等	舗装工事業 C級
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ
格		ること。
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻
		区)に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。
		(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ
		た実績があること。
		(2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知し工事
		完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下
		回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を
		基準とする。
	2に掲げるもの以	-
	外に提出を要する	
	書類	
設	閲覧等の方法及び	電子配布
設計	開始期日	令和2年12月14日(月)から
义	質問受付期間	令和2年12月14日(月)午前9時から
書		令和2年12月22日(火)午後5時まで
等	質問回答期日	令和2年12月25日(金)
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無
РІЧНШ	<u> </u>	証金 証金
その) 他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当す
(0)	, Im	5.
丁重		~。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
上手	ME크M	さいたよ市人名区白 太明 1 1 1 2 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1
		電話 048-646-3223
却处		电前 046-646-3223 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
大小	リ1旦	
		さいたま市財政局契約管理部契約課
		電話 048-829-1180

契約]整理番号	02-5207-123
	.方法	一般競争入札(電子)
	77 17 17 17 17 17 17 17	単体企業
工事		さいたま市立尾間木小学校校舎(1棟)長寿命化・(2-1、-2・33・3
	741	4・35棟)中規模修繕(電気設備)工事
丁 車		さいたま市緑区東浦和8丁目11番地5
	·物別 ·期間	契約確定の日から令和5年3月24日まで
恨1] 概要		電灯設備工事一式 動力設備工事一式 受変電設備工事一式 構内情報通信網設
队女		電灯放備工事 八
		備工事一式 松戸設備工事一式 アレビ共同支信設備工事一式 自動外の報知設 備工事一式 昇降機設備工事一式 防火扉制御設備工事一式 構内配線電路工事
		備工事
弘	至価格(税込)	事後公表
	制限価格	設定する
梦川]申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から
1 +1		令和3年1月8日(金)午後5時まで
八化	_書提出期間	令和3年1月12日(火)午前9時から
nn 1.1	~ II =	令和3年1月13日(水)午後5時まで
開札	」の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
	A 55 75 +12 44 15 65	令和3年1月14日(木)午後1時30分
参	名簿登載業種等	電気工事業 A級
加資		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
具格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ
тн		ること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
		<u> </u>
	2に掲げるもの以	
	外に提出を要する	
	書類	
設	閲覧等の方法及び	電子配布
計	開始期日	令和2年12月14日(月)から
図書	質問受付期間	令和2年12月14日(月)午前9時から
等		令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで
	質問回答期日	令和3年1月8日(金)
保証	E金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有
		証金 証金
その	他	「さいたま市立尾間木小学校校舎 (1棟) 長寿命化・ (2-1、-2・33・3
		4・35棟)中規模修繕(建築)工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本
		件入札に関する開札を中止する。
工事	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
		さいたま市建設局建築部設備課
		電話 048-829-1839
契約]担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
<i>></i> < //>		さいたま市財政局契約管理部契約課
<i>></i> < //>//· <		さいたま印列政内矢が自座印矢が床

刧幼	整理番号	02-5207-124				
	<u> </u>	02-3207-124 一般競争入札 (電子)				
	ガ <u>伝</u> 形態	2者による特定共同企業体				
<u> 多川</u> 工事		と有による特定共同企業性				
上尹		さいたま巾が尾筒不小字校校舎(1棟)長寿命化・(2-1、-2・33・3 4・35棟)中規模修繕(機械設備)工事				
工事	41 iii	4・35保/ 中規模修繕 (機械設備/ 工事 さいたま市緑区東浦和8丁目11番地5				
履行期間 概要		契約確定の日から令和5年3月24日まで				
陇安		空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 厨房設備工				
		事一式 「排外設備工事一式 和例設備工事一式 相欠設備工事一式 周房設備工				
予定価格(税込)		事後公表				
最低制限価格		設定する				
	申請受付期間	秋足りる 令和3年1月6日(水)午前9時から				
参加	中间文门别间	つれ3年1月8日(赤) 干削9時から 令和3年1月8日(金) 午後5時まで				
		令和3年1月12日 (火) 午前9時から				
ノヘイレ	首 近 山 刿 间	市和3年1月12日 (大) 午前9時から 令和3年1月13日 (水) 午後5時まで				
間却	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室				
州化	○分物 / I / X ○、日 时	令和3年1月14日(木)午後1時40分				
/>	名簿登載業種等	代表構成員 管工事業 A級かつ資格審査数値(経営規模等評価結果通				
参 加	11 侍豆取禾′里寸	知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を				
資		加算したもの)900点以上				
格		その他の構成員 管工事業 A級				
		特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、平成31・32年度のさいた				
		ま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業				
		種及び等級で登載された者であること。				
	所在地区分	代表構成員 さいたま市内に、本店を有していること。				
	771111111111111111111111111111111111111	その他の構成員 さいたま市内に、本店を有していること。				
		特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請				
		事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。				
	施工実績等	代表構成員及びその他の構成員				
		本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成				
		検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回ってい				
		ないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。				
	2に掲げるもの以	_				
	外に提出を要する					
	書類					
設	閲覧等の方法及び	電子配布				
計	開始期日	令和2年12月14日(月)から				
図	質問受付期間	令和2年12月14日(月)午前9時から				
書等		令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで				
	質問回答期日	令和3年1月8日(金)				
保証	金及び支払方法	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				
		証金 証金 正金				
その	他	「さいたま市立尾間木小学校校舎(1棟)長寿命化・(2-1、-2・33・3				
		4・35棟)中規模修繕(建築)工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本				
	In Mean	件入札に関する開札を中止する。				
工事	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号				
		さいたま市建設局建築部設備課				
-t-rr / /	I to N to Sm	電話 048-829-1839				
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号				
		さいたま市財政局契約管理部契約課				
		電話 048-829-1180				

)整理番号	02-3292-11		
	.方法	一般競争入札(電子)		
		単体企業		
工事		江川土地区画整理事業		
	· ·場所	さいたま市岩槻区宮町1丁目地内外		
	·朔間	契約確定の日から令和3年3月29日まで		
概要		土工 掘削工 1150 m		
ルヌ	.	67枚 鋼矢板撤去工69枚 地盤改良工 高圧噴射撹拌工2本 付帯工一式		
予定価格(税込)		70,213,000円		
最低制限価格		設定する		
	1申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から 令和3年1月8日(金)午後5時まで		
<i>y</i>	. 1 813 20 14 77711.4			
入村		令和3年1月12日(火)午前9時から		
		令和3年1月13日(水)午後5時まで		
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室		
	3,77,75,4,5,1,5,4,5	令和3年1月14日(木)午後1時50分		
参	名簿登載業種等	土木工事業 A級		
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ		
格		ること。		
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、南区又は緑区に、本店を有し		
	/// 12.012/4	ていること。		
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要		
		件を満たすこと。		
	施工実績等			
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完		
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って		
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす		
		本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って		
	2に掲げるもの以	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。		
		本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。		
⇒n.	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。		
設計	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布		
計 図	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月14日(月)から		
設計図書は	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月14日(月)から 令和2年12月14日(月)年前9時から		
計図	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月14日(月)から 令和2年12月14日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで		
計図書等	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月14日(月)から 令和2年12月14日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金)		
計図書等	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月14日(月)から 令和2年12月14日(月)午前9時から 令和3年1月8日(免) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無		
計図書等保証	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月14日(月)から 令和2年12月14日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金)		
計図書等 保証 その	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月14日(月)から令和2年12月14日(月)午前9時から令和3年 1月 5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金		
計図書等 保証 その	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月14日(月)から令和2年12月14日(月)午前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無証金 知金		
計図書等 保証 その	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月14日(月)から令和2年12月14日(月)午前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金		
計図書等 保 そ 工	2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 担当課	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月14日(月)から令和2年12月14日(月)午前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金		
計図書等 保 そ 工	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月14日(月)から令和2年12月14日(月)午前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金		

刧鈥]整理番号	02-4487-33				
		一般競争入札(電子)				
_	1形態	単体企業 (南建一R2-2010)				
工事		谷田排水区下水道工事(南建-R2-2010)				
	場所	さいたま市浦和区領家4丁目地内				
履行期間		契約確定の日から令和3年5月31日まで				
概要		延長 126.1m 管きょ工 開削 (管径 600mm、硬質塩ビ管) 115.6m (管径 1100mm、強化プラスチック複合管) 10.5m マンホール工 組立 1 号マンホール 2 箇所 組立箱型マンホール 1 箇所 取付管およびますエー式 付帯エー式				
予定価格 (税込)		53,911,000円				
最低	制限価格	設定する				
参加	1申請受付期間	令和3年1月6日 (水) 午前9時から 令和3年1月8日 (金) 午後5時まで				
入札	_書提出期間	令和3年1月12日(火)午前9時から				
		令和3年1月13日(水)午後5時まで				
開札	.の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室				
		令和3年1月14日(木)午後2時00分				
参	名簿登載業種等	土木工事業 A級				
加資格		工不工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ ること。				
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、北区又は岩槻区に、本店を有し				
		ていること。				
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要				
		件を満たすこと。				
	施工実績等	件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす				
		件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って				
	2に掲げるもの以	件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。				
		件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。				
⇒几	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類	件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。				
設計	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び	件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布				
計	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月14日(月)から				
計図書	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び	件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 - 電子配布令和2年12月14日(月)から 令和2年12月14日(月)年前9時から				
計図	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月14日(月)から 令和2年12月14日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで				
計図書等	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月14日(月)から 令和2年12月14日(月)午前9時から令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金)				
計図書等	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月14日(月)から令和2年12月14日(月)から令和2年12月14日(月)午前9時から令和3年 1月 5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有				
計図書等保証	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月14日(月)から令和2年12月14日(月)から令和3年1月8日(月)午前9時から令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金				
計図書等	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	件を満たすこと。				
計図書等 保証 その	2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	件を満たすこと。				
計図書等 保証 その	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	件を満たすこと。				
計図書等 保証 その	2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	件を満たすこと。				
計図書等保一そ二工事	2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	件を満たすこと。				
計図書等保一そ二工事	2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	件を満たすこと。				
計図書等保一そ二工事	2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	件を満たすこと。				

さいたま市告示第1787号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事(R2市道41543号線)」ほか11件の一般 競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年12月21日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じて いる場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状 況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況 (対象工事関連) (低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケー契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況 (低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届 (低入札価格取扱要綱様式第16号)
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
 - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)の定めるところによる。

恝約	整理番号	02-4365-128
	室壁像为 方法	- 一般競争入札 (電子)
	<u> </u>	単体企業
工事		スマイルロード整備工事 (R 2 市道 4 1 5 4 3 号線)
	場所	さいたま市西区大字飯田新田地内
	期間	契約確定の日から令和3年3月31日まで
概要		延長 129.7m 幅員 4.0m 排水構造物工 長尺 U 形側溝 (300型) 261m 横断暗
1945 女		渠 (300×240) 2m 角形集水桝 (□500×深 550) 5 箇所 舗装工 下層路盤 (
		RC-40、t=19cm) 81 ㎡ 上層路盤 (RM-40、t=15cm) 81 ㎡ 不陸整正 (RM-40、
		平均 t=4cm) 390 ㎡ 表層 (再生密粒度 As、t=5cm) 390 ㎡ 付帯工一式
		事後公表
最低制限価格		設定する
	申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から
<i>≫</i> /4F		令和3年1月8日(金)午後5時まで
入村.	書提出期間	令和3年1月12日 (火) 午前9時から
, .,_	L 76 L 771 L 3	令和3年1月13日(水)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
	•	令和3年1月14日(木)午前10時30分
参	名簿登載業種等	土木工事業 B級又はC級。ただし、C級については、当該業種で平成30年度
加		又は令和元年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成
資		30年1月1日から令和元年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該
格		業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1
		件以上の平均点が75点以上であること(該当者については、当案件の入札情報
		公開システムに掲載する「令和2年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工
		者について」を参照すること。)。
		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ
		ること。
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻
		区)に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
ļ		る。
1	0 1-10 10 7 3 0 01	
	2に掲げるもの以	
	外に提出を要する	
	外に提出を要する 書類	
設	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び	電子配布
計	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	電子配布 令和2年12月21日(月)から
計図書	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から
計	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで
計図書等	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金)
計図書等	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 節金払 有 部分払 無
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金
計図書等保証その	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金
計図書等保証その	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布
計図書等保証その	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布
計図書等保証その工事	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223
計図書等 保証 その 工事	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布

刧 欽]整理番号	02-4365-129			
	,	一般競争入札(電子)			
	.刀伝 形態	一版 駅			
<u>参加</u> 工事		早体企業 スマイルロード整備工事(R2市道20120号線)			
	* 1	スマイルロート登伽工事(R2川道20120号線) さいたま市大宮区東町2丁目地内			
	場所				
	·期間	契約確定の日から令和3年3月31日まで			
概要	!	概算数量発注方式による発注 延長 $260.5m$ 幅員 $5.2m\sim6.2m$ 舗装工 舗装版 破砕工 $1490~m$ 表層工 (透水性 As (樹脂・消石灰入り)、 $t=5cm$) $1490~m$ 付 帯工一式			
予定価格 (税込)		事後公表			
最低	制限価格	設定する			
参加	申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から 令和3年1月8日(金)午後5時まで			
入札	.書提出期間	令和3年1月12日(火)午前9時から			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和3年1月13日(水)午後5時まで			
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室			
	•	令和3年1月14日(木)午前10時40分			
参	名簿登載業種等	舗装工事業 C級			
が加資格		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。			
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻			
	75112-21-20				
		区)に、本店を有していること。			
		区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要			
		区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。			
	施工実績等	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす			
	施工実績等 2 に掲げるもの以	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って			
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。			
	2に掲げるもの以	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。			
宣 办	2に掲げるもの以 外に提出を要する	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。			
設計	2 に掲げるもの以外に提出を要する	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。			
計図	2 に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。			
計図書	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から			
計図	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)年前9時から			
計図書等	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)年前9時から令和3年 1月 5日(火)午後5時まで			
計図書等	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)から 令和3年1月8日(人)午後5時まで 令和3年1月8日(金)			
計図書等保証	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 歪及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)午前9時から令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金			
計図書等	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 歪及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)から令和3年 1月 5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 知金、			
計図書等 保証 その	2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)年前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払無証金 契約保 要前金払有部分払無 証金 前金払 有部分払 無 証金 本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。			
計図書等 保証 その	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 歪及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)午前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払無証金 契約保要 前金払有部分払無 証金 立いたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1			
計図書等 保証 その	2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)午前9時から令和3年 1月 5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金			
計図書等 保 そ 工 事	2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)午前9時から令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課電話 048-646-3223			
計図書等 保 そ 工 事	2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)午前9時から令和3年 1月 5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金			

契約	整理番号	02-4465-41
	方法	一般競争入札(電子)
	形態	単体企業
工事		道路修繕工事(R2市道K-435号線)
	場所	さいたま市南区大字太田窪地内外
		契約確定の日から令和3年3月31日まで
履行期間 概要		
燃 安		概算数量発注方式による発注 延長 366.0m 幅員 6.5~7.5m 舗装工 路面切削 (切削深さ t=5cm) 110 ㎡ 切削オーバーレイ (切削深さ t=12cm) 2380 ㎡ 中間層 (改質Ⅱ型粗粒度 As-20、t=7cm) 2380 ㎡ 表層 (再生密粒度 As-13、t=5cm) 90 ㎡ (改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5cm) 2410 ㎡ 区画線工一式 付帯 エー式 交通管理工一式
予定価格(税込)		事後公表
	制限価格	設定する
	申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から
		令和3年1月8日(金)午後5時まで
入札	書提出期間	令和3年1月12日 (火) 午前9時から
		令和3年1月13日(水)午後5時まで
開札.	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
<i>p</i> 13 1 =		令和3年1月14日(木)午後3時10分
参	名簿登載業種等	舗装工事業 A級又はB級。ただし、B級については、当該業種で平成30年度
加		又は令和元年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成
資		30年1月1日から令和元年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該
格		業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1
		件以上の平均点が76点以上であること(該当者については、本工事の入札情報
		公開システムに掲載する「令和2年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工
		者について」を参照すること。)。
		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ
		ること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完
	72 - 74/74	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
		5.
	2に掲げるもの以	_
	外に提出を要する	
	書類	
∌л	閲覧等の方法及び	電子配布
設計	開始期日	令和2年12月21日(月)から
义	質問受付期間	令和2年12月21日(月)午前9時から
書等	221.422.142311.4	令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで
等	質問回答期日	令和3年1月8日(金)
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無
r 1 € H11a		証金 証金
その	他	
	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号
ユザ	1 HALV	さいたま市年設局南部建設事務所道路維持課
		電話 048-840-6224
却幼	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
ブバリ	1= = ₩	さいたま市用和区市盛り「日4番4万 さいたま市財政局契約管理部契約課
		電話 048-829-1180
		电印 0 4 0 0 2 9 1 1 0 0

刧삸	」整理番号	0.2 - 4.4.5.6 - 5.0				
	,	02-4456-59				
	.万伝]形態	一般競争入札(電子) 単体企業				
<u>参ル</u> 工事	7 to 14.	在家橋補修工事				
	·名	世家慣補修工事 さいたま市桜区大字在家地内外				
履行期間		契約確定の日から令和3年3月26日まで				
概要		ひび割れ補修工一式 断面修復工 (ポリマーセメントモルタル補修)一式 (エポキシ樹脂モルタル補修)一式 表面被覆工一式 伸縮装置設置工(A1、P1、A2)一式 橋面防水工一式 舗装工一式 仮設工一式				
予定価格 (税込)		37,147,000円				
最低	制限価格	設定する				
参加	1申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から 令和3年1月8日(金)午後5時まで				
지 치		令和3年1月12日(火)午前9時から				
/ \ 1		令和3年1月13日(水)午後5時まで				
盟却	の場所及び目時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室				
PIJ (I L	IV MINIX O H N	令和3年1月14日(木)午後3時20分				
	名簿登載業種等	十木工事業 A級				
参加	14 待立教术生寸	本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資		本公告日において、平成31・32年度のさいたま巾競争人札参加貨格者名薄(以下「資格者名簿 という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ				
格		ること。				
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は大宮区に、本店を有し				
		ていること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要				
		本公言りにおいて、賃給有名簿に登載された申請事業所の所任地が上記に示り要 件を満たすこと。				
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完				
	旭工大順寸	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って				
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす				
		る。				
	2に掲げるもの以					
	外に提出を要する					
	書類					
⊐ p.	閲覧等の方法及び	電子配布				
設計	開始期日	令和2年12月21日(月)から				
図	質問受付期間	令和2年12月21日 (月) がら 令和2年12月21日 (月) 午前9時から				
書	只用人口利用	令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで				
等	質問回答期日	令和3年1月8日(金)				
保証	負用回告券	入 札 保 免除 契 約 保 要 前 金払 有 部 分払 無				
小叫	业以UXIIII	紅金 紅金 間並拉 有 同力拉 無				
その) (A)1	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件				
ر ۷ ی	/ [만	本工争は、「さいたま印週休2日本ノッノノッノ訊打工争(K2)」の対象条件 である。				
一声		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号				
上爭	1旦 彐 硃					
		さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課				
±n 44	• +□ \/ ==	電話 048-840-6205				
尖於	1担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号				
<i>></i> •// •						
, ,,,		さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180				

フマハワ	整理番号	02-4456-60
入村	<u>- 正- </u>	一般競争入札(電子)
	形態	単体企業
工事		上狐橋外1橋補修工事
	·場所	さいたま市南区南浦和3丁目地内外
		契約確定の日から令和3年3月26日まで
履行期間 概要		上狐橋補修工事 橋梁補修工一式 橋面防水工一式 舗装工一式 仮設工一式
		大谷場橋補修工事 橋梁補修工一式 橋面防水工一式 舗装工一式 仮設工一式 大谷場橋補修工事 橋梁補修工一式 橋面防水工一式 舗装工一式 仮設工一式
予定価格 (税込)		32,230,000円
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和3年1月6日(水)午前9時から
		令和3年1月8日(金)午後5時まで
入札	書提出期間	令和3年1月12日(火)午前9時から
		令和3年1月13日(水)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
		令和3年1月14日(木)午後3時30分
参	名簿登載業種等	土木工事業 A級
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ
格		ること。
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、北区又は見沼区に、本店を有し
	/// 12.2 12.73	ていること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完
	旭工八陨寸	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
		る。
	2に掲げるもの以	_
	外に提出を要する	
	書 類	
	書類問覧等の方法及び	雲子配布
設制	閲覧等の方法及び	
計	閲覧等の方法及び 開始期日	令和2年12月21日(月)から
計図書	閲覧等の方法及び	令和2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から
計	閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	令和2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から 令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで
計図書等	閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金)
計図書等	閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無
計図書等保証	閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から 令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで 令和3年1月8日 (金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金
計図書等保証	閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から 令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで 令和3年1月8日 (金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案
計図書等保証	閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から 令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで 令和3年1月8日 (金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。
計図書等保証	閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当
計図書等 保証 その	閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 正金 前金払 有 部分払 無 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 する。
計図書等保証のの	閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から 令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで 令和3年1月8日 (金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号
計図書等保証のの	閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から 令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで 令和3年1月8日 (金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課
計図書等保証のの	閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から 令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで 令和3年1月8日 (金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号
計図書等 保 そ の 工	閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から 令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで 令和3年1月8日 (金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課
計図書等 保 そ 一 工 事	閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から 令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで 令和3年1月8日 (金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 前金払 有 部分払 無 正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 する。 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048−840−6205

整理番号	02-4365-125
	一般競争入札(電子)
	単体企業
	スマイルロード整備工事(R2市道イワ115号線)
場所	さいたま市岩槻区大字横根地内外
	契約確定の日から令和3年3月31日まで
	延長 191.0m 幅員 5.4~6.4m 道路土工一式 排水構造物工 箱型自由勾配側溝 (300型) 355m 横断暗渠 (300×240) 13m 集水桝 (□500) 6 箇所 舗装工下層路盤 (RC-40) 179 ㎡ 上層路盤 (RM-40、t=30cm) 178 ㎡ 路面切削 (切削厚 t=5cm) 【夜間】12 ㎡ 切削オーバーレイ (切削深 t=12cm、再生粗粒度 As、t=7cm) 【夜間】1190 ㎡ 表層 (改質Ⅱ型密粒度 As、t=5cm) 【夜間】1200 ㎡ 付帯工一式 仮設工一式
価格 (税込)	事後公表
:制限価格	設定する
	令和3年1月6日(水)午前9時から
	令和3年1月8日(金)午後5時まで
	令和3年1月12日 (火) 午前9時から
	令和3年1月13日(水)午後5時まで
	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
**************************************	令和3年1月14日(木)午後3時40分
名簿登載業種等	土木工事業 A級
	本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
	以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ
	ること。
所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は緑区に、本店を有し
,,, <u> </u>	ていること。
	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
	件を満たすこと。
施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完
76 -15 VASC 17	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
	いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
	5.
2に掲げるもの以	_
書類	
	電子配布
閲覧等の方法及び	
閲覧等の方法及び 開始期日	令和2年12月21日(月)から
閲覧等の方法及び	令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)午前9時から
閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	令和2年12月21日 (月) から令和2年12月21日 (月) 午前9時から令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで
閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金)
閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無
閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から 令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで 令和3年1月8日 (金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金
閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年1月5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件
閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。
閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 前金払 有 部分払 無 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課
閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他 担当課	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年1月5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課電話 048-646-3223
閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 前金払 有 部分払 無 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課
	方法 形態 名 :場所 期間 :価格 (税込) :制間 書提出期間 の場所及び日時 名簿登載業種等 所在地区分 施工実績等

契約]整理番号	02-4365-126							
入札方法		02-4303-120 一般競争入札(電子)							
参加形態		単体企業							
工事名		スマイルロード整備工事(R2市道12252号線)							
		さいたま市見沼区深作5丁目地内							
履行期間		契約確定の日から令和3年3月31日まで							
概要		延長 154.7m 幅員 8.0m 排水構造物工 長尺 U 形側溝 (300型) 132m L型長尺 U 形側溝 (300型) 153m 横断暗渠 (300×240) 11m 切廻し側溝 2 箇所 角形集 水桝 (□500) 9 箇所 舗装工 下層路盤 (RC-40) 164 ㎡ 上層路盤 (RM-40) 164 ㎡ 路面切削 (切削厚さ t=5cm) 1050 ㎡ 切削オーバーレイエ (切削厚さ t=7cm、再生粗粒度 As、t=7cm)1050 ㎡ 表層(再生密粒度 As、t=5cm)1079 ㎡ 付帯工一式							
予定	(税込)	事後公表							
最低	制限価格	設定する							
]申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から 令和3年1月8日(金)午後5時まで							
入札書提出期間		令和3年1月12日 (火) 午前9時から							
, . 16		令和3年1月13日(水)午後5時まで							
開相	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							
,, ia 1 6		令和3年1月14日(木)午後3時50分							
4	名簿登載業種等	土木工事業 A級							
参加資		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ							
格		ること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は浦和区に、本店を							
	// 压起巨力	有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要							
		件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完							
	心上大順寸	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って							
		放快							
	2に掲げるもの以	<u>る。</u>							
	外に提出を要する								
	書類								
	閲覧等の方法及び	電子配布							
設計図書等	関 員 等 の 力 伝 及 い 開 始 期 日	电子配布 令和2年12月21日(月)から							
	質問受付期間	令和2年12月21日(月)から							
	貝미又刊朔問								
	所用同炊出口	令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで 令和3年1月8日 (金)							
/□ ==	質問回答期日								
	E金及び支払方法 	入 札 保 免除 契 約 保 要 前金払 有 部分払 無 証金 証金							
その他		本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。							
	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1							
	担当課								
	· 拒 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 し	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1							
工事	5担当課 D担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課							
工事		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							

切め	敕冊釆早	0 2 - 4 3 8 4 - 3 4						
契約整理番号 入札方法		- 一般競争入札 (電子)						
参加形態 工事名		単体企業						
		さいたま市大宮区東町2丁目地内外						
		契約確定の日から令和3年5月31日まで						
概要		マンホール蓋交換工 56 箇所 付帯エー式						
	価格 (税込)	事後公表						
	制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から						
<u> </u>		令和3年1月8日(金)午後5時まで						
人札	書提出期間	令和3年1月12日(火)午前9時から						
		令和3年1月13日(水)午後5時まで						
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
	I	令和3年1月14日(木)午後4時00分						
参	名簿登載業種等	土木工事業 C級						
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ						
1台		ること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻						
		区)に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。						
		(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した						
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ						
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。						
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ						
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点						
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「						
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点						
	2に掲げるもの以	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知						
	2 に掲げるもの以 外に提出を要する	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
元	外に提出を要する	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
設計	外に提出を要する 書類	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
計 図	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
計図書	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から						
設計図書等	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)年前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで						
計図書等	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)年前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金)						
計図書等	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)年前9時から令和3年1月8日(カント後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有						
計図書等	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)午前9時から令和3年1月8日(カーチー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー						
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)年前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 正金 前金払 有部分払 有						
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)午前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。						
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)午前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 正金 前金払 有部分払 有 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当						
計図書等保証のの	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)から 令和3年1月5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。						
計図書等保証のの	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)午前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。						
計図書等保証のの	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課						
計図書等 保 そ 工	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分 の対象案 件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課電話 048-646-3255						
計図書等 保 そ 工	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金)入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 前金払 有部分払有証金 が本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課電話 048-646-3255 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
計図書等 保 そ 工	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分 の対象案 件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課電話 048-646-3255						

切め	敕理釆早	0.9 _ 4.9 9.4 _ 9.5															
契約整理番号 入札方法		02-4384-35															
参加形態 工事名 工事場所		一般競争入札(電子) 単体企業 鴨川第22処理分区下水道工事(北再-R2-3010)															
											さいたま市大宮区桜木町2丁目地内外						
									履行期間		契約確定の日から令和3年5月31日まで						
概要		マンホール蓋交換工 52 箇所 付帯工一式															
	価格 (税込)	20,680,000円															
	制限価格	設定する															
参加	申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から															
<u> </u>		令和3年1月8日(金)午後5時まで															
人札	書提出期間	令和3年1月12日(火)午前9時から															
		令和3年1月13日(水)午後5時まで															
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室															
		令和3年1月14日(木)午後4時10分															
参	名簿登載業種等	土木工事業 C級															
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ															
俗		ること。															
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻															
		区)に、本店を有していること。															
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要															
		件を満たすこと。															
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。															
	旭 上 夫 禎 守	仏の(1) 及い(2) の安件を個にしていること。															
	加 上 夫 祺 守	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、															
	加 上 夫 祺 守																
	加	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、															
	加工夫領守	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ															
	加工夫領守	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ た実績があること。															
	加工夫領守	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知															
	加工夫領守	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点															
	ル工夫領寺 2 に掲げるもの以	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知															
		(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。															
	2に掲げるもの以	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。															
凱	2に掲げるもの以 外に提出を要する	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。															
設計	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。															
計 図	2に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。															
計 図 書	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)から															
計図書	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)年前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで															
設計図書等	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)中前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金)															
計図書等	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)年前9時から令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有															
計図書等保証	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)午前9時から令和3年1月8日(カーナー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェ															
計図書等保証	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)年前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案															
計図書等保証	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)午前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有															
計図書等	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)午前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 正金 前金払 有部分払 有															
計図書等保証のの	2に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和3年1月8日(角)午前9時から令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有															
計図書等保証のの	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 前金払 有部分払有正金 前金払 有部分払 有正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1															
計図書等保証のの	2に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 第金 第金 第金 第金 第金 第6 第6 第6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8															
計図書等 保 そ 工	2に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金)入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 契約保要前金払有の分払有証金 前金払 有部分払 有正金・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課電話 048-646-3255															
計図書等 保 そ 工	2に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有 証金															
計図書等 保 そ 工	2に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金)入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 契約保要前金払有の分払有証金 前金払 有部分払 有正金・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課電話 048-646-3255															

±n 44.	than of H	0.0.1.0	. = 0 0							
	整理番号	02 - 42								
	.方法	一般競争入札 (電子)								
	形態	単体企業								
工事名 工事場所		東新井ポンプ場汚水ポンプ増設外工事(下維-R2-P12)								
		さいたま市見沼区大字東新井地内外								
覆行	期間	契約確定の日から令和4年1月21日まで								
既要	•	汚水ポンプ増設1台 水中汚水ポンプ交換1台 機械設備工事一式								
予定	価格 (税込)	66,209,000円								
最低	:制限価格	設定する								
	申請受付期間	令和3年1月12日(火)午前9時から								
		令和3年1月14日 (木) 午後5時まで								
入札	書提出期間			(金) 午前						
開札	の場所及び日時	令和3年1月18日(月)午後5時まで さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室								
) i j [_		令和3年1月19日(火)午後1時40分								
/>	名簿登載業種等	市和3年1月19日 (外) 干後1時40万 機械器具設置工事業								
参加	石舟五秋水里寸				• 3 9 年 度	のさいたさ	: 市韶争 λ	北 	2. 考 名 籓 (
資		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「容枚考名簿」という。)に、ト記に示す業績で登載された考であること								
格	所在地区分	以下「資格者名簿」という。) に、上記に示す業種で登載された者であること。 さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。								
	77111111111111111111111111111111111111							在地が上記	リアデオ軍	
		件を満たす		貝竹七七十	守に豆取る	4075 中 明 1	F ** (7) (7) (7)	1 T T E W - T E E	110小 9 安	
				沙景丁重	てついて	未从生口 P	1 前 9 笛 日	において、	通知した	
	旭工大順守				-			•		
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を								
		下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基 ** レナス								
	2 に掲げるもの以	準とする。								
	外に提出を要する									
	外に促出を安りる 書類									
	- · · · ·	ポフェコナ								
設	閲覧等の方法及び	電子配布	0 0 0 1	п (п) з	L. >					
計 図	開始期日	令和2年12月21日(月)から								
書	質問受付期間	令和2年12月21日(月)午前9時から								
等		令和3年 1月 8日(金)午後5時まで								
	質問回答期日	令和3年1月14日(木)								
保証	金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有	
		証金		証金						
その	他	_								
工事	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号								
		さいたま市建設局下水道部下水道維持管理課								
		電話 048-829-1561								
	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号								
契約	1— — IVIN	さいたま市財政局契約管理部契約課								
契約		さいたます	5財政局契	2約管理部基	契約課					

却欽	整理番号	02-4384-32						
	室壁像为 方法							
	<u> </u>	一般競争入札(電子) 単体企業						
<u> </u>		芝川第5処理分区下水道工事(北再-R2-410)						
	名 場所							
		さいたま市北区吉野町1丁目地内外						
	期間	契約確定の日から令和3年6月30日まで						
既要		延長 365.9m 管きょ更生工 (既設管径 300~1000 mm) 365.9m 耐震継手工 (既 設管径 300~1000mm) 12 箇所 マンホール蓋交換工 1 箇所 付帯工一式						
予定	価格 (税込)	95,326,000円						
是低	制限価格	設定する						
》加	申請受付期間	令和3年1月12日(火)午前9時から						
		令和3年1月14日(木)午後5時まで						
へ札	書提出期間	令和3年1月15日(金)午前9時から						
		令和3年1月18日(月)午後5時まで						
昇札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
		令和3年1月19日(火)午後1時50分						
参	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級						
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
篈		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ						
格		ること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。						
		(1) 本公告日において、平成22年度以降、下水管(函)渠更生工事を元請と						
		して完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合						
		は、出資比率が20%以上のものに限る。)。						
		(2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を						
		受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入している						
		こと。						
		(3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工						
		事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を						
		下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日						
		を基準とする。						
	9 に掲げるものけ	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に加入していることを証明						
	外に提出を要する							
	書類	7 る自然の子の、次の定版技術相互配の自の子の						
	閲覧等の方法及び	電子配布						
设工	開始期日	令和2年12月21日(月)から						
計図	質問受付期間	令和2年12月21日 (月) 午前9時から						
書	貝미又自勿則	予和2年12月21日 (月) 干削3時から 令和3年 1月 8日(金) 午後5時まで						
図 書 等	 質問回答期日	令和3年1月14日(木)						
□ 3 π								
ド曲	金及び支払方法							
	/r.la	証金 証金						
- O	怔	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件						
- -	+□ V/ ⇒⊞	である。						
し事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1						
		さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課						
		電話 048-646-3255						
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
そ ボン								
关不		さいたま市財政局契約管理部契約課						

±π <i>ψ</i> Α	 数 冊 妥 日	0.0 4.0.0 4.0.0						
契約整理番号 入札方法		02-4384-33						
		一般競争入札(電子)						
	形態	単体企業						
工事		芝川第10-3処理分区外下水道工事(北再-R2-409)						
	場所	さいたま市大宮区仲町2丁目地内外						
履行期間		契約確定の日から令和3年7月30日まで						
概要		延長 373.9m 管きょ更生工(既設管径 300 mm~600 mm)373.9m 耐震継手工(既						
		設管径 250 mm~600 mm)70 箇所 人孔目地ずれ防止工 55 箇所						
予定	価格 (税込)	87,428,000円						
最低	制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和3年1月12日 (火) 午前9時から						
		令和3年1月14日(木)午後5時まで						
入札	書提出期間	令和3年1月15日(金)午前9時から						
		令和3年1月18日(月)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
		令和3年1月19日(火)午後2時00分						
参	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級						
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ						
格		ること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
	/// 12 2 - 20	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。						
	旭工大順寸	(1) 本公告日において、平成22年度以降、下水管(函)渠更生工事を元請と						
		して完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合						
		は、出資比率が20%以上のものに限る。)。						
		(2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を						
		受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入している						
		2 to						
		(3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工						
		事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を						
		下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日						
		を基準とする。						
	2に掲げるもの以	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に加入していることを証明						
	外に提出を要する	する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し						
	書類) 5 自然 5 7 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6						
⊐r.	閲覧等の方法及び	電子配布						
設計図書等	開始期日	令和2年12月21日(月)から						
	質問受付期間	令和2年12月21日(月)午前9時から						
	具间文门旁间	令和3年 1月 8日(金)午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年1月14日(木)						
/₽ ≑ π	 	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有						
不皿	金及い文仏が伝							
その	Ut	並筮						
- C (/)	JIF.	_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
丁 由	+n 小 ≇B	である。						
上爭	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1						
		さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課						
		電話 048-646-3255						
+n 44								
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
契約	担当課	さいたま巾用和区常盤6 J 目 4 番 4 号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 0 4 8 - 8 2 9 - 1 1 8 0						

さいたま市告示第1788号

さいたま市の発注する「南与野駅西口土地区画整理事業 区 9 - 7 号線道路築造外工事 (2 - 2) の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年12月21日

さいたま市長 清 水 勇 人

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。
- 2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」(以下「総合評価方式ガイドライン」という。)及び「総合評価方式に係る入札説明書」(以下「入札説明書」という。)による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

- 3 技術資料の提出及び審査
 - (1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も 高い者(以下「第一順位者」という。)は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成 し、財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出すること。
 - (2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。
 - (3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。
 - (4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。
 - (5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、5に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。
- 4 入札参加資格の確認
 - (1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める

条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

- ア 一般競争入札参加資格等確認資料
- イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、 監理技術者講習修了証の写し
- ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
- エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)
- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じて いる場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状 況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 5 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

- (2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点 を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、第一順位者決定の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の

翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積 内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札 者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その 日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。

- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。
- 7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 8 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 9 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第 1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該 工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱(平成18年さいたま市制定)、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル(入札参加者用)、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)の定めるところによる。

却幼	整理番号	02-3289-11
入札方法		一般競争入札(電子・特別簡易型総合評価方式)
参加形態		単体企業
		111 = 270
工事		南与野駅西口土地区画整理事業 区 9 - 7 号線道路築造外工事 (2 - 2)
工事場所		さいたま市中央区鈴谷1丁目地内外
履行期間		契約確定の日から令和3年3月12日まで
概要		延長 185.4m 道路土工一式 舗装工 アスファルト舗装工 (車道) 155 ㎡ 透水 性舗装 (歩道) 95 ㎡ 排水構造物工 街渠縦断管 153m 擁壁工 プレキャスト L型擁壁 106m 管きょ工 管布設工 15m マンホールエー式 公園整備工 公園 土工一式
予定	価格 (税込)	事後公表
調査	基準価格	設定する (失格基準有)
参加	申請受付期間	令和3年1月12日(火)午前9時から
		令和3年1月14日(木)午後5時まで
入却	書提出期間	令和3年1月15日(金)午前9時から
, • · L	· 🗗 1/2 111 1	令和3年1月18日(月)午後5時まで
盟却	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
I/TI (T'L	· · · · · // /	令和3年1月19日(火)午後1時30分
	名簿登載業種等	
参	和得望製耒悝守	土木工事業 A級
加資		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
頁 格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ
тн		ること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以	_
	外に提出を要する	
	書類	
⊐ p.	閲覧等の方法及び	電子配布
設計	開始期日	令和2年12月21日(月)から
図	NH VH VYI H	入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(南与野
書		駅西口土地区画整理事業 区 9 - 7 号線道路築造外工事 (2 - 2)).pdf」ファ
等		
	 	イルを参照すること。 令和2年12月21日(月)午前9時から
	質問受付期間	
		令和3年 1月 8日(金)午後5時まで
/□ ∹	質問回答期日	令和3年1月14日 (木)
保証	金及び支払方法	入 札 保 免除 契 約 保 要 前金払 有 部分払 無 証金 証金 一
その	他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。
丁重	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号
ユヺ	1== IW	さいたま市都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所
		電話 048-840-6154
±n //	Let VIZ Am	
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

さいたま市告示第1789号

さいたま市の発注する「自転車通行環境整備工事(一般県道大谷本郷さいたま線外5路線)」ほか 2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年12月21日

さいたま市長 清 水 勇 人

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、 監理技術者講習修了証の写し
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じて いる場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状 況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

- うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
 - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者 (ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。
 -)がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして 取扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平 成24年さいたま市制定)の定めるところによる。

別表

対象工事	ア 自転車通行環境整備工事(一般県道大谷本郷さいたま線外5路線)
	イ 自転車通行環境整備工事(市道J95号線外7路線)
	ウ 自転車通行環境整備工事(一般国道463号バイパス外1路線)
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。
	・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

]整理番号	0 2 - 4 4 5 6 - 6 1		
入札方法		一般競争入札 (電子)		
参加	1形態	単体企業		
工事	5名	自転車通行環境整備工事 (一般県道大谷本郷さいたま線外 5 路線)		
工事	場所	さいたま市中央区鈴谷8丁目地内外		
履行期間		契約確定の日から令和3年3月26日まで		
概要		延長 2.91km 区画線工 溶融式区画線 白 5424m 黄 321m 区画線消去 削取 り式 10283m ウォータージェット式 1965m 薄層カラー舗装工 矢羽根 494 箇所		
		樹脂系すべり止め舗装工 379 ㎡ 道路付属物工 路面標示シート設置 171 箇所車線分離標設置 2 本 道路付属物撤去工 道路鋲撤去 9 個		
予定	至価格 (税込)	事後公表		
最低	制限価格	設定する		
参加]申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から		
		令和3年1月8日(金)午後5時まで		
入札	上書提出期間	令和3年1月12日(火)午前9時から		
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	令和3年1月13日(水)午後5時まで		
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室		
	***************************************	令和3年1月14日(木)午後2時40分		
参	名簿登載業種等	塗装工事業		
参加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種で登載された者であること。		
格	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。		
	// III-12 III/	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要		
		件を満たすこと。		
	施工実績等	本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完		
	旭里大阪(成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って		
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす		
		5.		
	2に掲げるもの以	_		
	外に提出を要する			
	書類			
⊐ n.	閲覧等の方法及び	電子配布		
設計	閲覧等の方法及び			
計	開始期日	令和2年12月21日(月)から		
計図書		令和2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から		
計 図	開始期日 質問受付期間	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで		
計図書等	開始期日 質問受付期間 質問回答期日	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金)		
計図書等	開始期日 質問受付期間	令和2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から 令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで 令和3年1月8日 (金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無		
計図書等保証	開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法	令和2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から 令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで 令和3年1月8日 (金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金		
計図書等保証	開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案		
計図書等保証	開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法	令和2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から 令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで 令和3年1月8日 (金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金		
計図書等保証	開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 正金 前金払 有 部分払 無 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。		
計図書等保証	開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金		
計図書等保証	開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課		
計図書等保証で	開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法 O他	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年1月8日(史)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金		
計図書等保証で	開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 が本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号		
計図書等保でその工事	開始期日 質問受付期間 質問回答期日 E金及び支払方法 O他	令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年1月5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金		

契約	整理番号	0 2 - 4 4 5 6 - 6 2
入札方法		一般競争入札(電子)
	形態	単体企業
工事		自転車通行環境整備工事(市道 J95号線外7路線)
工事場所		さいたま市浦和区大東3丁目地内外
履行期間		契約確定の日から令和3年3月26日まで
概要		延長 3.82km 区画線工 溶融式区画線 実線 (白 15cm) 1420m (白 45cm) 6m 破線 (白 15cm) 190m ゼブラ (白 45cm) 21m 矢印・文字・記号 620m 区 画線消去 削取り式 4312m 薄層カラー舗装工 矢羽根 650 箇所 樹脂系すべり 止め舗装 385 ㎡ 道路付属物工 路面標示シート設置 188 箇所 構造物撤去工一式
予定	価格 (税込)	事後公表
	:制限価格	設定する
	申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から
<i>></i> /4		令和3年1月8日(金)午後5時まで
入 お	.書提出期間	令和3年1月12日(火)午前9時から
/ \ 1□	1 E 1/C [1] 791 [1]	令和3年1月13日(水)午後5時まで
間割	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
개 个し	(<i>▽▽勿川八</i> U`口 吋	
	名簿登載業種等	令和3年1月14日(木)午後2時50分 涂装工事業
参	和得岔戦耒悝守	22.64 4 214
加資		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
格格	-r	以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以	
	外に提出を要する	
	書類	
設	閲覧等の方法及び	電子配布
計	開始期日	令和2年12月21日(月)から
义	質問受付期間	令和2年12月21日(月)午前9時から
書		令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで
等	質問回答期日	令和3年1月8日(金)
保証	金及び支払方法	入 札 保 免除 契 約 保 要 前金払 有 部分払 無
. ,,,,,,,,		証金
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案
/		件である。
		・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事
		アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する
		場合がある。
丁重	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号
ユザ	1三 1 1/4	さいたま市平大区下裕日3月日7番10万 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課
		電話 048-840-6206
	扣水鈿	
主刀 シム	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
契約		シンと ナナ 計 か 日 初 ぬ 笠 田 切 切 幼 細
契約		さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

刧鈥	東田来早	0 2 - 4 4 5 6 - 6 3			
型約整理番号 入札方法		一般競争入札(電子)			
参加形態		単体企業			
<u> 多州</u> 工事		単体正来 自転車通行環境整備工事(一般国道463号バイパス外1路線)			
	• 1	日報早週17 塚児霊備工事(一般国道403万ハイハス外1 超級) さいたま市緑区大字大崎地内外			
工事場所 履行期間					
		契約確定の日から令和3年3月12日まで			
概要		延長 2.12km 区画線工 溶融式区画線 破線(白 15cm) 1600m 薄層カラー舗装工 樹脂系すべり止め舗装 141 ㎡ 道路付属物工 路面標示シート設置 136 枚			
	(事後公表			
	制限価格	設定する			
参加	申請受付期間	令和3年1月6日 (水) 午前9時から 令和3年1月8日 (金) 午後5時まで			
入札	.書提出期間	令和3年1月12日(火)午前9時から			
		令和3年1月13日(水)午後5時まで			
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室			
		令和3年1月14日(木)午後3時00分			
参	名簿登載業種等	塗装工事業			
参加	Common Description of	本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種で登載された者であること。			
格	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。			
	771111111111111111111111111111111111111	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要			
		件を満たすこと。			
	施丁宝績笺	本市発注の涂装工事について 本公告日以前3箇月において 通知した「工事会			
	施工実績等	本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成檢查結果及び工事成績認定結果通知書」の「認定占合計」が6.5点を下回って			
	施工実績等	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って			
	施工実績等	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす			
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って			
	2に掲げるもの以	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす る。			
	2 に掲げるもの以 外に提出を要する	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす る。			
	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。			
設斗	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布			
計	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から			
計図書	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から			
計図	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで			
計図書等	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金)			
計図書等	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無			
計図書等保証	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金			
計図書等	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当			
計図書等保証	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年1月5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。			
計図書等保証	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から令和2年12月21日(月)午前9時から令和3年 1月 5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。			
計図書等保証	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年1月5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中			
計図書等 保証 その	2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から令和3年1月5日(火)午後5時まで令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金			
計図書等 保証 その	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年1月5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号			
計図書等 保証 その	2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年1月8日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 正金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課			
計図書等 保証 その	2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年1月5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号			
計図書等 保 そ 工	2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年1月8日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 正金 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課			
計図書等 保 そ 工	2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年1月5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 が本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事で収えての落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課電話 048-840-6206			

さいたま市告示第1790号

さいたま市の発注する「道路修繕工事(R2主要地方道さいたまふじみ野所沢線外)」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年12月21日

さいたま市長 清 水 勇 人

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、 監理技術者講習修了証の写し
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じて いる場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状 況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

- うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
 - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者 (ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。
 -)がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして 取扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平 成24年さいたま市制定)の定めるところによる。

別表

対象工事	ア 道路修繕工事(R2主要地方道さいたまふじみ野所沢線外)
	イ 道路修繕工事(R2市道P-538号線)
	ウ 道路修繕工事 (R2主要地方道さいたま川口線) その3
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。
	・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

恝約	整理番号	0 2 - 4 4 6 5 - 4 0			
入札方法		一般競争入札(電子)			
参加形態		一板 駅			
工事名		道路修繕工事(R2主要地方道さいたまふじみ野所沢線外)			
工事場所 履行期間		さいたま市中央区新都心地内			
		契約確定の日から令和3年3月31日まで			
概要		概算数量発注方式による発注 延長 279.5m 幅員 5.8~29.3m 舗装工 切削オーバーレイ (切削深さ t=5cm) 3370 ㎡ 表層 (改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5cm) 3370 ㎡ 薄層カラー舗装 950 ㎡ 区画線工一式 道路付属施設工一式 付帯工一式 交通管理工一式			
予定	価格 (税込)	事後公表			
最低	制限価格	設定する			
参加	申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から			
		令和3年1月8日(金)午後5時まで			
入札	書提出期間	令和3年1月12日(火)午前9時から			
		令和3年1月13日(水)午後5時まで			
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室			
		令和3年1月14日(木)午後2時10分			
参	名簿登載業種等	舗装工事業 A級			
加	,,,,,,	本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ			
格		ること。			
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。			
	// III = 2 II = /0	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要			
		件を満たすこと。			
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完			
	温工八版(成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って			
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす			
		る。			
	2に掲げるもの以	_			
	外に提出を要する				
	書類				
⊐ р.	閲覧等の方法及び	電子配布			
設計	開始期日	电丁配型 令和2年12月21日(月)から			
図	質問受付期間	つれ2年12月21日 (月) から 令和2年12月21日 (月) 午前9時から			
書	具四人口別回	令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで			
等	質問回答期日	令和3年1月8日(金)			
促紅	国内日台州口	入 札 保 免除 契 約 保 要 前金払 有 部分払 無			
小皿	业及0.又知力伍				
その	W1	本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。			
	<u>他</u> 担当課	本工事に係る人化は、一扱り万式により美胞する。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号			
上尹	1旦 〓 味	さいたま市中央区下路台5 日7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課			
±π •/-	+n \/ ≥m	電話 048-840-6224			
癸約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号			
		さいたま市財政局契約管理部契約課			
		電話 048-829-1180			

エルバー]整理番号	02 - 4465 - 39
入札方法 参加形態		一般競争入札(電子)
		単体企業
工事		道路修繕工事(R2市道P-538号線)
工事場所		さいたま市緑区美園5丁目地内
履行期間		契約確定の日から令和3年3月31日まで
概要	į	概算数量発注方式による発注 上り線 延長 178.5m 幅員 6.5~9.5m 下り線 延長 345.5m 幅員 6.5~9.5m 舗装工 切削オーバーレイ (切削深さ t=5cm) 1240 ㎡ 表層 (改質 II 型密粒度 As-20、t=5cm) 1240 ㎡ 切削オーバーレイ (切削深さ t=12cm) 2474 ㎡ 基層 (再生粗粒度 As-20、t=7cm) 2474 ㎡ 表層 (改質 II 型密粒度 As-20、t=5cm) 2474 ㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式
予定	(事後公表
最低	制限価格	設定する
参加	1申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から 令和3年1月8日(金)午後5時まで
ス お		令和3年1月12日 (火) 午前9時から
/ \ 16	- E 1/C ET //1 ET	令和3年1月13日(水)午後5時まで
開却		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
ITTI (TL	」、 <i>、一加川八</i> ○、日 时	令和3年1月14日(木) 午後2時20分
,.	名簿登載業種等	新装工事業 A級
参	石停 亞戰未僅守	
加資		
格格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ
	=r + u, E /\	ること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	│2に掲げるもの以	_
	2に掲げるもの以外に提出を要する	
	外に提出を要する	
弘		
	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び	電子配布
計図	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	
計図	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び	- 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から
計	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	- 電子配布 令和2年12月21日(月)から
計図書等	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	- 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金)
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 節金
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 単本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 単本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	□ 電子配布
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金
計図書等保証で	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金
計図書等保でその工事	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布

> +/1/4]整理番号	02-4465-38
入札方法		一般競争入札(電子)
参加形態		単体企業
工事		道路修繕工事(R2主要地方道さいたま川口線)その3
		さいたま市緑区大字中尾地内
五事物// 履行期間		契約確定の日から令和3年3月31日まで
概要		概算数量発注方式による発注 延長 275. 2m 幅員 6.5~17. 2m 舗装工 路面切
1945 女	s.	削(切削深さ t=5cm) 245 ㎡ 切削オーバーレイ (切削深さ t=12cm) 2830 ㎡ 基層 (改質Ⅱ型粗粒度 As-20、t=7cm) 2830 ㎡ 表層 (改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5cm) 3080 ㎡ 区画線工一式 道路付属施設工一式 交通管理工一式
予定	(事後公表
最低	制限価格	設定する
参加	1申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から
		令和3年1月8日(金)午後5時まで
入札	_書提出期間	令和3年1月12日(火)午前9時から
		令和3年1月13日(水)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
	•	令和3年1月14日(木)午後2時30分
参	名簿登載業種等	舗装工事業 A級
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ
格		ること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
		いわいとし、われ、期間の質点に坐をしては、火熱落を動きの落を見た其準しむ。
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
		いないこと。なわ、期间の昇足に目だつては、目該週和青の週却日を基準とする。
	2に掲げるもの以	
	2 に掲げるもの以 外に提出を要する	る。
		る。
ュ	外に提出を要する	る。 -
設計	外に提出を要する 書類	る。 -
計図	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び	る。 - 電子配布
計図書	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	る。 一 電子配布 令和2年12月21日(月)から
計 図	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	る。 - 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から
計図書等	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	る。 - 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで
計図書等	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	る。 - 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金)
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	る。 - 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	る。 - 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	る。 - 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	る。 - 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 対象工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	る。 - 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	る。 - 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金
計図書等 保 そ 工事	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	る。 - 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金
計図書等 保 そ 工事	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	る。 - 電子配布 令和2年12月21日(月)から 令和2年12月21日(月)午前9時から 令和3年 1月 5日(火)午後5時まで 令和3年1月8日(金) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金

さいたま市告示第1791号

さいたま市の発注する「下水道事業実施設計業務(北建-R2-109)」ほか1件の一般競争入 札について、次のとおり公告する。

令和2年12月21日

さいたま市長 清 水 勇 人

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設 省告示第717号。以下「登録規程」という。)の登録部門を定めている場合は、本公告日に おいて、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。
 - ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - オ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - カ 管理技術者及び照査技術者(照査技術者にあっては、設計図書等に定めのある場合に限る。
 -)を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。
 - キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- 2 入札参加資格の確認
 - (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
 - (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
 - (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録 規程に基づき登録されていることを証する書類の写し
 - ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し
 - エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)」の業務カルテ(業務概要の記載されているもの)の写し
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類
 - (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補

者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札 書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもっ て入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制 限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者 以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は業務 ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項

各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

却約	敕玾釆巳	02-4387-66
契約整理番号 入札方法		一般競争入札(電子)
	<u> </u>	単体企業
業務	· · · -	
		下水道事業実施設計業務(北建-R2-109)
業務場所		さいたま市北区奈良町地内
履行期間		契約確定の日から令和3年9月30日まで
概要		雨水調整池 流入きょ、調整池本体、吐口一式 現地測量(1/500) 0.84ha
予定価格 (税込)		26,554,000円
	制限価格	設定する
参加	申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から
		令和3年1月8日(金)午後5時まで
入札	書提出期間	令和3年1月12日(火)午前9時から
		令和3年1月13日(水)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
		令和3年1月14日(木)午前10時50分
参	名簿登載業務	建設コンサルタント/下水管渠
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資物		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載された者であること。
格	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を
		満たすこと。
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録
		があること。
	業務実績等	本公告日において、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士のう
		ち、「総合技術監理部門(上下水道/下水道)」又は「上下水道部門(下水道)
		」の登録を受けている者が2人以上いること。
	2に掲げるもの以	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証す
	外に提出を要する	る書類の写し
	書類	
設	閲覧等の方法及び	電子配布
計	開始期日	令和2年12月21日(月)から
図	質問受付期間	令和2年12月21日(月)午前9時から
書	,	令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで
等	質問回答期日	令和3年1月8日(金)
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 免除 前金払 有
77.722		証金
その	他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該
		資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提
		出すること。
業務	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
JIC 123	1 - 1 WK	さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課
		電話 048-646-3262
契約		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
ラマかり	1 HAZ	さいたま市財政局契約管理部契約課
		電話 048-829-1180

却約	敕钿釆品	02-4384-36
契約整理番号 入札方法		一般競争入札(電子)
参加		単体企業
業務		下水道事業耐震実施設計業務(北再-R2-553)
		下が過事業順展実施設計業務(福円-K2-333) さいたま市岩槻区太田3丁目地内外
業務場所 履行期間		
		契約確定の日から令和3年7月30日まで
概要		耐震実施設計 459m 管更生工法 459m マンホールと管きょの接続部の耐震化 40 箇所
予定	価格(税込)	11,671,000円
最低	制限価格	設定する
参加	申請受付期間	令和3年1月6日(水)午前9時から
		令和3年1月8日(金)午後5時まで
入札	書提出期間	令和3年1月12日 (火) 午前9時から
		令和3年1月13日(水)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
		令和3年1月14日(木)午前11時00分
参	名簿登載業務	建設コンサルタント/下水管渠
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載された者であること。
1111	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を
		満たすこと。
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録
		があること。
	業務実績等	
	2に掲げるもの以	_
	外に提出を要する	
	書類	
設	閲覧等の方法及び	電子配布
計	開始期日	令和2年12月21日(月)から
図書	質問受付期間	令和2年12月21日(月)午前9時から
等		令和3年 1月 5日 (火) 午後5時まで
	質問回答期日	令和3年1月8日(金)
保証	金及び支払方法	入 札 保 免除 契 約 保 免除 前金払 有
		証金 証金 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
その	他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該
		資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提
NIA 744	I et a la sim	出すること。
業務	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
		さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課
+27.67	Let Alvaem	電話 048-646-3255
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
		さいたま市財政局契約管理部契約課
		電話 048-829-1180